

第 74 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「6, 800円」を「22, 000円」に改め、同項第435号及び第477号の16から第477号の19までの規定中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第477号の20中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同項第623号の14の7中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項第627号の2中「670円」を「900円」に改める。

別表第19の2中「又は第15項」を「又は第13項」に、「第14条第7項」を「第14条第6項」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第435号、第477号の16から第477号の19まで及び第477号の20並びに別表第19の2の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第564号の13の7中「マンションの容積率の特例許可申請手数料」を「マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

（提案理由）

大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。